

○三重大学国際環境教育研究センター規程

(平成 23 年 3 月 24 日規則第 702 号)

改正 平成 26 年 3 月 27 日規則第 702 号 平成 26 年 6 月 5 日規則第 702 号

平成 27 年 5 月 26 日規則第 702 号 平成 29 年 3 月 23 日規則

(設置)

第 1 条 三重大学(以下「本学」という。)に、三重大学国際環境教育研究センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、三重大学環境方針に基づき、その実現のための学内環境活動を推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 環境教育及び環境研究の企画・調整に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの企画・立案に関すること。
- (3) ISO14001 に関するデータ収集、管理、調査及び分析に関すること。
- (4) ISO14001 に関する報告及び公開に関すること。
- (5) 環境報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) エネルギーの削減計画及び推進に関すること。
- (7) 廃棄物の適正な管理及び処理に関すること。
- (8) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 大学教員
- (3) センター員

(センター長)

第 5 条 センター長は、環境を担当する理事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター員)

第 6 条 センター員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各 2 名以上(地域イノベーション学研究科にあつては 1 名以上)
- (2) 教養教育院から推薦された大学教員 1 名以上
- (3) 地域人材教育開発機構及び地域イノベーション推進機構から推薦された大学教員 各 1 名以上
- (4) 事務局各部から推薦された事務職員又は技術職員 各 1 名
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(運営会議)

第 7 条 センターに、センターの管理運営に関する事項等を審議するため、三重大学国際環境教育研究センター運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) センターの管理運営に関する基本事項
 - (2) センターの事業計画に関する事項
 - (3) その他センターの運営に関する必要な事項
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成し、議長はセンター長をもって充てる。
 - (1) 第4条第1号及び第2号に規定する者
 - (2) センター員のうちからセンター長が指名する者
- 4 議長に事故があるときは、前項第2号の構成員のうちから、あらかじめ議長が指名した者が、その職務を代行する。
- 5 運営会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、施設部施設環境チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 三重大学環境ISO推進室規程(平成18年2月23日制定)は、廃止する。

附 則(平成26年3月27日規程第702号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 三重大学環境委員会規程(平成17年4月28日制定)は、廃止する。
- 3 三重大学環境保全センター規程(平成16年12月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成26年6月5日規則第702号)

この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年5月26日規程第702号)

この規程は、平成27年5月26日から施行する。

附 則(平成29年3月23日規則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。